

随意契約の公表
(令和7年3月分)

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
1	デジタル活用推進課	業務タスク可視化に伴うAIログ分析業務委託	令和7年3月3日	西日本電信電話㈱ 香川県高松市観光通1丁目8番地2	990,000	第2号	ログ分析とは、パソコンの動作やユーザーの操作履歴を記録したデータを分析・解析することであり、AIログ分析ツールの活用により職員の1日の働き方を可視化して、今後の業務効率化に向けた課題を把握することにより、業務改善に繋げるものである。 契約の相手方については、AIログ分析ツールによる分析に実績がある西日本電信電話㈱香川支店と随意契約を締結した。
2	デジタル活用推進課	情報系システム等設定変更業務委託(人事異動)	令和7年3月3日	㈱四国電子計算センター 香川県高松市古新町1番地7	1,760,000	第2号	年度末に行われる人事異動に伴い、グループウェア内のデータを変更する必要があるため、情報系システムとサーバの設定変更を行いたい。新年度からの円滑な運用を行うにあたって、作業には迅速かつ確実な処理結果が求められるため、専門的な技術力や知識が必要であり、作業実施に伴うハードウェアの故障やソフトウェアの操作上における予期せぬトラブルの障害対策や、人事システムとのデータ連携についてノウハウが必要である。 契約の相手方については、これまで情報系LAN関係のサーバ機器・システム等の導入や設定及びサーバ等運用管理サポートに携わっており、情報系LANの機器構成や設定環境に精通している㈱四国電子計算センターと随意契約を締結した。

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
3	デジタル活用推進課	デジタルワークスタイル基盤窓口支援業務委託	令和7年3月5日	(株)大塚商会 広島支店 広島県広島市中区中町8番12号	2,227,500	第2号	現在、庁内のデジタルワークスタイル基盤(Microsoft365)の環境を構築しているが、Microsoft365を初めて使用する職員も多く、本格稼働後に職員からの問い合わせが多数発生することが想定される。しかし、デジタル活用推進課の職員のみでは分からないことも多く、同時に複数の問い合わせが発生すると対応できず業務が滞る可能性がある。 よって本事業では、本庁にて外部の専門員を招集し、直接もしくは電話での対応を可能とする支援窓口の設置を行うものである。 契約の相手方については、デジタルワークスタイル基盤の導入業者であり、Microsoft365の内容を熟知している(株)大塚商会 広島支店と随意契約を締結した。
4	まなび文化課	生涯学習センター代替施設(まちなかギャラリー)借上時の敷金	令和7年3月24日	鈴木 武子 丸亀市土器町東一丁目389番地	570,000	第2号	令和7年5月末で生涯学習センターを廃止することとなり、市民会館開館までの期間において、市民の生涯学習を推進するために、生涯学習センターの機能を代替する施設が必要とされている。 当該施設は、市役所から近い本町商店街という「まちなか」に位置し、物件の状態も良好で美装も完了していることから、市民の利便性があり、ギャラリー整備工事が比較的容易であると思われるため、随意契約を締結した。

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
5	産業観光課	丸亀市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託	令和7年3月5日	PayPay(株) 東京都千代田区紀尾井町1番3号	287,264,800	第2号	エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響により、消費行動に大きな影響を与えている状況下において、市民の負担軽減及び市内での消費喚起を図る目的で、物価高等対応重点地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付デジタル商品券事業を実施することとした。事業実施にあたっては、国において経済対策の早期執行が挙げられた趣旨に鑑み、全国での登録ユーザーが6500万と知名度が高く、市内でも過去2回のキャンペーンを行ったことにより、既に多くの市内利用者及び加盟店がいるPayPayアプリを活用することにより、利用者のアプリ新規登録や加盟店募集のスケジュールを短縮でき、早期での事業実施が可能となる。よって、本事業においては、PayPayアプリを活用したプレミアム付デジタル商品券を発行することとしたい。なお、PayPayアプリを活用した商品券サービスを提供できるのは、PayPay(株)の他にないことから随意契約を締結した。
6	文化財保存活用課	丸亀城天守監視カメラ設置工事	令和7年3月7日	真空電気システムズ(株) 丸亀市垂水町2943番地1	1,386,000	第2号	本工事は、丸亀城天守内の防犯対策の向上や、柱や壁等のき損行為を抑止するために、監視カメラを設置するものである。これらの工事については、丸亀城天守が重要文化財であることから、柱や梁等の部材を傷つけない施工方法及び天守内の既設配線を分岐し、監視カメラに必要な配線を設置する必要がある。今回、契約の相手方に選定している真空電気システムズ(株)は、今年度、丸亀城天守照明改修工事を請け負っており、天守内の既設配線及び重要文化財である丸亀城天守を傷つけない施工方法を熟知していることから、本工事を行う上で最も適した業者であるため、随意契約を締結した。

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
7	ボートレース事業局営業課	SG第52回ボートレースオールスター出場選手カード製作・貼付業務委託 (債務負担行為)	令和7年3月1日	(株)大広西日本 高松市中野町29-5	¥1,997,710	第2号	本業務は、既に製作中であるノベルティに出場選手カードを製作し貼付するものである。本場来場者および全国の協力場外発売場に配布することで、SG第52回ボートレースオールスターの開催国地ファンサービスを行うことを目的としている。 契約の相手方は、製作中であるノベルティの製作元であり、カードの封入・貼付作業を発送までに迅速に遂行できる唯一の業者であるため、同社と随意契約した。
8	ボートレース事業局営業課	特別競走特設サイト制作・運営業務委託 (債務負担行為)	令和7年3月1日	(株)日本レジャーチャンネル 東京都港区六本木5丁目16番7号	¥3,987,500	第2号	契約の相手方は、プロポーザル委員会において決定した業者と随意契約を締結した。
9	ボートレース事業局営業課	SG第52回ボートレースオールスター場外支援物品制作・発送業務委託 (債務負担行為)	令和7年3月1日	(株)キャストKSBパートナーズ 高松市天神前1-28	¥1,000,000	第2号	契約の相手方は、プロポーザル委員会において決定した業者と随意契約を締結した。

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
10	ボートレース事業局営業課	まるがめポイントクラブ管理運営業務委託	令和7年3月15日	(株)大広西日本 高松市中野町29-5	運営人件費 ¥25,500/日 (開催日) 運営人件費 ¥18,300/日 (非開催日) 運用費 ¥256,000/月	第2号	本業務の運営管理は、専和投票を含めたボートレース事業を熟知している必要がある。当該事業者は、過去にオートレース事業における様々な業務実績があり、かつ、本業務についても商品提供者との調整などの運営や商品発送などの実務において円滑に実施した実績があることから、同業者と随意契約した。
11	ボートレース事業局営業課	「グリーンまるがめ」「モーヴィまるがめ」運営管理業務委託	令和7年3月20日	(株)ボーネルンド 東京都渋谷区神宮前1-3-12	¥112,200,000	第2号	契約の相手方は、プロポーザル委員会において決定した業者と随意契約を締結した。
12	ボートレース事業局営業課	「グリーンまるがめ」「モーヴィまるがめ」イベント実施業務委託	令和7年3月20日	(株)ボーネルンド 東京都渋谷区神宮前1-3-12	¥11,998,800	第2号	契約の相手方は、プロポーザル委員会において決定した業者と随意契約を締結した。
13	ボートレース事業局営業課	インターネット投票会員向けポイントサービスシステム管理運営業務委託	令和7年3月27日	(株)ネプラス 東京都新宿区高田馬場一丁目29-8	¥10,777,800	第2号	契約の相手方は、当該サービスの提供事業者であり、本業務を履行できる唯一の業者であるため、同社より見積書を徴し、適正な価格で随意契約を締結した。
14	ボートレース事業局営業課	現金輸送業務委託	令和7年3月24日	NXキャッシュ・ロジスティクス(株) 四国支店 高松市錦町2丁目6番3号	¥25,564,000	第2号	令和7年度の現金輸送業務委託について、数年前までは指名競争入札により業務委託契約を締結していたが、一昨年度よりコロナ禍のあった数年前から継続的に警備員の資質を考慮したうえでの人材の確保が非常に困難であり、ボートレースまるがめから指名を受け当該業務を健全に履行することが業務の継続をするうえで相応のリスクが伴う、との理由で上記以外の業者から委託を受けられない旨の申し出がきている。 また、県下には、現金輸送業務を請負える業者もほとんどなく、近隣県においても当該業者の支店であるという点等を考慮したうえで、次年度も今年度委託契約をしている前述の業者による随意契約を選択した。

※ボートレース事業局、下水道課の契約については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号を示す